

社会福祉法人横越のぎく評議員及び役員

報酬の支給に関する規程

平成29年6月23日制定

- 第1条 定款第五条、第六条に規定する評議員及び第一五条に規定する役員
の報酬及びその支給については、この規程の定めるところによる。
- 2 役員
の勤務実態については、理事会への出席、所属する専門委員会への出席、研修会（視察を含む）への出席のみならず、電話・文書その他による照会・意見聴取等の法人経営に係る日常的な調査研究も含まれるものとする。
- 第2条 報酬として支給する金額は、次のとおりとする。
- | | | |
|------------|----|-------|
| 評議員選任・解任委員 | 年額 | 2万4千円 |
| 評議員 | 年額 | 2万4千円 |
| 理事長 | 年額 | 8万円 |
| 理事 | 年額 | 2万4千円 |
| 監事 | 年額 | 2万4千円 |
- 2 年度の途中に就任又は退任した報酬額は、その就任月数により月割計算とする。
- 第3条 報酬の支給日は、当該年度の最終の会議当日とする。
- 第4条 評議員及び役員が、社会福祉法人横越のぎく（以下「法人」という。）の会議等
に出席したときは、別に定める旅費規程に基づき支給する。
- 第5条 評議員及び役員が、その職務を遂行するため市街に旅行するときは、前条の規定にかかわらず、別に定める旅費規程に基づき支給する。
- 第6条 この規則の施行に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。